

CO-OPERATIVE COMMITTEE ON  
JAPANESE CANADIANS  
APT. 28, 94 HOMEWOOD AVE.  
TORONTO, 5, ONTARIO

Messrs. Teizo & Kunio Hidaka  
506 Jarvis St.  
Toronto, Ont.



日系カナダ人の為のコーペラチヴ・コミテートの起源  
性竹貞及びその仕事に因する殷身明書

一九五〇年四月、賠償要求者に對して発表

ゆ 谷

- (一) 緒言 (二) コーペラチヴ・コミテートの起源と性竹貞
- (三) 初期に於ける努力力 - △會合△請願△パンフレット△資金  
莫方集△法律的行動△首相に對する公文書
- (四) ワーナル・コミッション - 代表者派遣△吾々の側の弁護士
- (五) 解決方法 - △コミッションの解決方式決定△又諾を達言  
した理由△スベレアル・ケース
- (六) 評價の証拠を得るに用いた方法 - △フレジャーバレーの帰還兵  
土地局扱いの漁船△漁船△自動車とトラック△晩香坡の  
財産△コミッションの調査條件解釋△制限されたミケケ生じた  
影響△帰還兵土地局扱い以外の地方の財産
- (七) 結論 (八) 財政 - △會計監査報告△支出の成詳  
△弁護依頼書費用未納者に對する訴え

要求者各地位

總移動から起つた日系カナダ人の損害に因するワーナル・コミッションの調査結果は  
近に政府に提出されることと予期されている。すでに全加日系市協から可なり詳細  
正つた報告書が最近発表されたのであるが、コーペラチヴ・コミテートに於てはこれを  
更に補足するスライト・シートを出すことになつた。正表を守らうとする多数のカナ  
人の聲と行動を代表する機関としてコーペラチヴ・コミテートの生れから既に大勢に  
なる。この重大なる年月の間になつて、吾々の力の入ルところは、生起とくる  
色々な問題から内題へと轉換されたけれども、基本的には、その関心事は  
日系カナダ人の完全なる市民権ということにある。

日系人のためのコーペラチヴ・コミテートは一九四三年六月に組織された。その  
當時、トロントの、主としてワイタフル・チー・チー・チー及び教會関係の少教のグル  
ープによる、インテリア・タウンスの他の假居住地からトロントにまつつあつた  
日系カナダ人の必要をみたすために、一つの委員会を組織した。それから  
間もなく年々なるものは、ワイエム・チー・チー、学生キリスト教青年會、フエロー・シ  
オウ、リコン・シエ・シエ、及びトロント市社の教會等の代表者を含む會に  
まじり拡大された。一方、この委員會の進言による、日系カナダ人は、二つの  
小委員會 - 男子と婦人別々の - を組織して、彼等の必要について、コー  
ペラチヴ・コミテートに助言することになつた。後でこの二つの小委員會は、  
双方合同としてトロントの日系カナダ人を多クシ、普賢會組織に着手した。

最初、コーペラチヴ・コミテートは、トロントに入つて来る日系カナダ人に住居  
リクリエーション等を興えることに努力を集中した。しかし下う間もなく彼等は

個々人に援助を賜ふに解決を行はざるは、問題が大きいことを發見し、  
して、總務部の全事能に於ける情報を集めることは着手した。

一九四三年九月、コロラド州、コメンターは、ノーマン・フラック博士の書いた「愛  
國主義と経綸に對する挑戦」と題するパンフレットを一部印刷して各方面に  
配付した。ニルはインテリゲンチヤに於ける日米カチ人の状態に注意を喚起と  
せられたものである。一九四四年六月には、コロラド州、コメンターは日米カチ人デモクラ  
シー委員会と共に、執筆中、あらゆる日米カチ人の選挙権を剥奪しようとした  
議案第一三五号の修正運動をした。

### ④ 追放反對運動

一九四五年度の春、オタワ政府の「自発的帰國申請」計画が起されて、  
一万餘人の日米カチ人の追放に直面したとき、コロラド州、コメンターは内閣に  
関心を持つ多くの團體代表者を包含して更に組織を拡大し、政府に對し  
追放方針を毎日考慮せよと要求する運動を開始した。委員会には「帰  
國申請書」にどういふ風に「サイン」が行われたいかに關する宣傳をしたステ  
ートメントを集めて公表し、ビーレー州のハワード・ノーマン氏の書いた「日米カ  
チカチ人は、こんな目に當るべきよいか?」と題するもの、及び「ラウライ  
オレット」教授の書いた「日米カチ人」と題する二つのパンフレットを  
配付し、市民から避難民へ「ニルは、ここで起りつつある……」と題す  
るリーフレット七万五千部を印刷して配付した。コロラド州、コメンターのこれら  
のパンフレットは、カナダ中に広く配付されたのであるが、これによつて、日米カチ  
人に対する數時中の偏見は大いに打破されたのである。

この頃には、コロラド州、コメンターは、四十の地方的及び全國的のカル  
プの代表機關はまで進展した。これらのグループの中には、バプタスト、カソリ  
ック、合同、エヴァンゼリカル等の各教會、ワイエラレー、ワイタアルチ  
ミー、ロント市民自由協會、トロント労働會議、労働組合、青年團、  
セーレーリーダー（日米カチデモクラシー委員会）及びその他日米カチ人委員会が  
あり、ヴァンクーヴァー、エドモントン、カルガリー、レスブリック、レノヤイナ、  
サスカトーン、ウイニペック、オタワ、モントリオール、ゲエルフ、ブラントフォード、  
ハミルトン、ロンドン等に支部をもち、その役員は、日米カチ人に対する  
正義が行われることを欲する人々總々の代表者となつた。

主として委員会の努力の結果として、全國いたるところで、數多くの大集會  
會が開かれ、無数のペタシヨシ（請願書）が遞進され、多くの有力な新聞  
は社説を書き、強制的追放に抗議する手紙は、首相のオフィスにたゞ  
に送られた。このパブリックの興奮なる関心と、世論の反対は拘束が、政府は  
追放命令を發表したのを、コロラド州、コメンターは法律的分段に出ること  
を決定した。カナダ政府の様事總長に對して、司令が合法的であるか  
否かを試験する文書を提出した。委員会が代表者の法相代理と會  
見したとき、政府は追放命令を大審院に提出して、それが有効であるか  
否かを裁定して貰うことに同意した。そこでコロラド州、コメンターは、國  
内全土の團體や個人に訴へて、訴訟費用の寄附を集めた。一ヶ月以内

一万ポを、すべては約二万ポを集めた。

### ② 追放反対の訴 訟

カナダ大審院の判決は、部分的にのみ満足できなかった。コーペラケウ・コミテールは英國の枢密院に上訴した。一方では敵意運動を続け、市民であつて追放されるべき流刑者ではないと、違ふるリーフレットや、エッセイ、フアークス氏の書いた、日英のカナダ人の違ふるものを五万枚配り、追放命令に因するに覚え書きを印刷し、大々の議会上、下両院の全メンバーに送付した。その努力は空果を結んで、閣令の有効性は確認されなければ、政府自身は、追放に因する諸命令を取り消した。

ついで、コーペラケウ・コミテールは、その注意を、持主の同意なくして責却委員にされたため起きた日英カナダ人の財産損害賠償問題にかけた。一九四五年五月、トロントに於て日英人デモクラシー委員会が行つた、経済的損害調査による得た、日英人の損害に因する詳細なるデータメントの多数を収めた。この調査は、ついでカナダ全国に及ぼされたのであるがその結果、甚大なる損害あることの証明したので、コーペラケウ・コミテールは一九四七年五月に、首相に直接交渉し、日英総務勅命令のために起きた、あらゆる損害を調査し、公正なる賠償を見出す権能を持つたコミッションによる、損害を全面的に調査する仕事を主張し要請した。

(一九四七年六月、コーペラケウ・コミテールは、在米のような大きな委員会を最早必要がないと感ぜ、最初の十のクルーパーのメンバーに新と、幹事及び弁護士を加えた。委員会を存続するにたつた。その当時、委員会の機能は、諮詢機関だと考へられたのであつたが、一九四七年の秋に、協同的に法律上の行動をとることが考へられたとき、その機能は、執行機関としてその責任を、このことになつた。)

### ③ 首相及び議会のパブリック・アカウント委員会(の代表者派遣)

漸くにして、コケニー・ギンズ首相は、日英カナダ人がビート、治岸から移動した時に蒙つた財産損害に対する賠償問題を考慮することを発表した。そこで、コーペラケウ・コミテールは、この約束を遂行させるために行動するにたつた。先づ團務相と会見するところから出来、損害調査の権能を持つコミッションを設置すべきであることを主張した。議会のパブリック・アカウント委員会は、カストロ・ダンのヤブズを任事を調査し、一九四七年五月十七日、コーペラケウ・コミテールのフリーユーズン、護士と、ミセス・マクミラン、幹事及び日英カナダ人デモクラシー委員会の田中じろ三氏からなる代表團の陳述を聴取し、ついで、裁判官のコミッションを任命することを進言した。

調査会法により、バード判事がコミッションに任命された最初の調査条件は、非常な不満足なものであつた。コーペラケウ・コミテールは時を移さず、政治道路と意見する取りまのをして、コミッションは、只簡單にカストロ・ダンに至る、この事效力委員の良心慢文は、不満足によつて生じた損害に對してのみ賠償することを進言するのみ、知れないう、委員の不満足を

表明した。その當時、フリーマン弁護士は、内題は主として関係の  
ありたいルソー司法相及びギブソン閣僚相と意見した。

その下調査條件を拡大し、移動者自身は餘儀なく責却処分を損害者  
を以てした。總移動者が生じた明白なる財産損害することを調査すべき  
ようにすることを主張した。政府では、そこまゝ行くには気がかりしな  
かつたけれど、調査條件を可成りの程度にまで修正した。修正された條件は、  
コミシヨナリに對し、カチに居住する日暮小人にしと動産、不動産ともに公正  
なる市價以下下カストゲアンから賣却され、或はカストゲアンに管理を委託  
してある間に、しかしカストゲアン以外の或る人に世話をまかせたものと、持主  
自身で管理することに存したものは除かれる。紛失、破壊又は盗難によつて  
起る損害を調査することを命じている。修正された條件は満足する。これは  
ひき返のしたが、コーペラケウ・コミテは内題を十分に吟味して考慮した後に  
その條件を抗議つきで受諾することを助言するのみ賢明であると決定した。

### ④ ローヤル・コミシヨン

こうしてローヤル・コミシヨンが設置された。このコミシヨンは、カチ  
の商務史にかりきつて比類のないものである。公共の目的のために財産が  
収用されたことに対し、政府を相手に賠償を要求し、裁判官のコミシヨ  
ンによつてその範圍にわたる財産の價値を調査した事件は、もちろん数多  
くある。裁判官はユクレミアン、ユクレミアン農會報の財産が賣却されたケ  
ースもある。しかしながら、カチが全土に散在して居住する多数の人々の、多くの異つた  
種類の財産の價値を調査する必要が起つて来たといふことは最初の例である。

これは大きな仕事である。この立証された、先ずカチにしなければならぬことは、  
それと決して向かうものになつた。要求書の提出であつた。コーペラケウ・  
コミテといふのが協会は、適當なる書式を印刷した。これに記入することが  
第一の任事であつた。各々の要求を詳細に亘つて調べなければならなかつた。  
この欠乏のことで仕事は、全加、州、地方に亘る日暮市協会の組織によつて  
行われた。この援助と協力がなかつたならば、コーペラケウ・コミテは、か  
たかな仕事は着々と、これを遂行することは出来なかつたのである。

コミシヨナリはカチを廻り、多数の要求者からの証據を聴取した。  
提出すべき証據を説明するたのみに、財産に關する價内係項の必要となる  
詳細を書式によつて示す用を、五々とした。政府側の弁護士は、要求  
者を反對に訊問して、政府は、何故に要求に反對するの理由を示す書物を  
提示した。

### ⑤ 五口々の側の辯護士

アルバータ州の多数のクルーが、ウアキアア弁護士によつて代表されるのを  
除いては、要求者のほとんど全部はコーペラケウ・コミテの弁護士によつて代表された。

コーペラケウ・コミテを代表した弁護士は、ウアンクウチャーのマクマスタ  
マクレナ両氏、アルバータのマイコット、ハックウエル両氏、  
サスカワンのシユミアツタヤ、五口置、マキアロフ三氏

1124m. 1124m. 1124m. 1124m. 1124m.

コニトバのナヤリニアク氏、オタリオのフリユーイン、ベスト面氏、クエベックのウイメー氏等である。そして証拠書類作製の使用や、五五五五の金見等々の月々の仕事は、レキ、ギルバート西氏、その協力も絶対的に必要とした自前市場の代表等によるなされ、弁護士等は大きな援助を得たのである。

「バート判事」が丁寧な態度を示したという印象を要求者たちも受けたであろうことを、吾々は感ずるのであるが、時内の実務上からコニシヨナリ自身ですすむこの要求者の証拠を聴取することは不可能であることを見出したのを、方々の区裁判所の判事も代々これを聴取するたぐに性命を賭した。あらゆる困難があつたに拘りず、コニシヨナリの前には実情が持ち出されて初歩的に証拠が提示されたのは、逆同すべきことである。

あらゆるケースの評價にソレは、専門家の意見が必要とされた。公正なる市價を決定するたがは、専門家の土地査定評價者から証言の採えられねばならなかつた。コペラケウ、コニシヨナリでは、アンクワア、の「マクマスキー氏」監督の下に、要求者のためにこの仕事をした。詳細は、評價証拠を得る方のに用いた方法の項にある。

コニシヨナリは政府側、要求者側双方の弁護士の提出した一般の証拠、會社関係から提出した要求、特別種類の要求に對する、代表的なケースに對する詳細を聴取した。評價者の証言は、政府側、要求者側双方による提出された、これらの代表的なケースに打ちまされ、各々の別たよつて、各々のケースは再調査されて、種類別に分類された。特別な特徴を各々もとの、更に別個に再調査された。

### ● 解決の種類別方法

一九四九年の春、コニシヨナリによつて、要求者、政府側双方の弁護士の一般の証拠が聴取された。若し、コニシヨナリが各々の個々のケースに亘つて、一々証拠を聴取することになれば、多くの反復を経るに、手続は長年月に及ぶであろうことが明らかとなつて来た。そこで、手続は、並行して、セトルメント（解決）と呼ばれた方法によることによつて、有利に短縮することが出来ると提言された。コニシヨナリは、各々の別個の種類を要求し、即ち「バート判事」の「協定」共に土地局の表地、グラウンク、グラウアの賦課、自動車類、漁船、漁網、競馬場、道、貝類等々、に對しての、弁護士のからの并論を聴取し、その上で、各々の種類に適用される賠償の一般的安全を決定すべきであることか、コニシヨナリから提議された、特別な証拠乃至は特別な特徴ある要求にソレは、要求者及び政府側双方の弁護士の、特別な証拠を提出し、又は要求者のために特別な賠償を要求するところか、行なわれた。

### ● コニシヨナリの實際上の解決方式決定

政府側及要訴者側双方の并渡者若しは特別要求のトスに對して、特別證據を提出することを許す規定があるならば、コミレヨナリに提出した十力なる證據によつて、賠償の一般的方式を作り出すことの出来るだらうと考えた。コーペラケウ・コミレターの并護者は、このコオバーホルに提議せ、コミレヨナリから提議を来た、種類別にした要求に同じく考慮して、賠償の歩合共に注意ふかく考慮した。

政府側では、方式がどういふものであるべきかについて或る種の提議をしたし、コーペラケウ・コミレターの并護士もまた、吾々の側の要求内を以てよつて得る評價の證據を其を礎とした提議をした。然し、この場合、コミレヨナリは、實際の方式は、并護士の方の提議を其を礎として、彼の争訟にある證據に依つて、彼自身の意見によつて決定した。コミレヨナリが決定した歩合制の方式は、調査の手續が短縮できると提議された方法と共に、やがて要訴者に提示された。要訴者の大多數は、條件つきでこれに賛成を表明した。そこで并護士は、提議された方法を、このことになつたのであるが、今では、この方法は、かくとて要求者にとるとは、一口のケースか、ありゆる詳細に亘つて調査されたり、利益を了つたことを考へている。實際の賠償額については、コーペラケウ・コミレターの并護士も、その當時は、何れも承諾はしていなかつたのである。今は、證據や辯論によつて、コミレヨナリが決定したところであつて、特別ケースの人は、修正されることになつていゝのである。

### ● 受諾を勧告した理由

コーペラケウ・コミレターでは、コミレヨナリ及び司法相の双方に對して、コミレヨナリの提議した数字の或る部分、特にウァンクラーの財産に關して、強硬なる不満を表明した。しかしながら、總体としては、要求者の利益のために、これは受諾すべきであると思つた。提議を拒否することは、更に解決が長びき、要求者にとり費用がかさみ、むしろ少額しか得られないという結果になるであらうと、吾々は考へた。多くのケースでは、そしてまた、より高い價値を證據立てて、正当なる取扱いを受ける権利を争へてゐる人々に對する正義と損害を、このことになると考へた。

吾々は、多くの人が失望するであらうことを認めただけではあるが、しかしながら、然る義の調査條件と證據立ての困難さを中心に留めて、總ての要求者にとり、最善の結果を得ると共に、解決が長びく費用がかさむのを避けるように努力するのが、吾々の責任だと感じしたのである。その當時でも、また今でも、要求者に對して行つた吾々の勧告は、こうした事情の下に於ては、最も賢明なものであつたこと、吾々は疑ひない。そしてカナダ各地の要求者の大部分もまた、提議された方法を對する意見を見を求むのたに對して、上記のこゝろの條件つきで賛成したのであつた。

### ● スペシャル・ケース

その時から強ど一ケースにのたり、ウァンクラーのアーに在るコーペラケウ・

Source: Nikkei National Museum, 2001-1-2-1-1-41-7  
www.nikkeimuseum.org

コミシヨナーの并議は、各々のケースとコミシヨナーの方式に照らし合せて、  
詳細に調べ、スベラル・ケースの証據を集めて提示し、コミシヨナーの前に  
於てこれを辯論してきたが、その結果については相當に満足すべきものがある  
と并議は報告している。

### ◎ 評價証據を得るために用いた方法

コミシヨナーは今や、すべての要求者の提出した証據を聴取した。この証  
據は、要求の限界をきめ、その財産に対する要求であるかを見分ける  
必要があるのであるが、裁判では、公平なる市價決定の上、大した意味  
も無い値を認めないものである。法律上の見地からは、要求の公平なる市  
價を決定するに、経験と知識から、各々の財産の價値に対する意見を  
表(説)明し得る専門家の意見を要求されるのである。若し  
この手続きが一個人の財産に同じくあるなら、總移動から大、七手  
経過した後で、困難はあるとはいへ、こうした仕事は全然不可能で  
あるとは言えない。けれども、種々複雑な種類別になつていて、  
その所在は散在しているケニ有餘名の要求者の場合は、それは不可能  
であり、よしと可能であるとし、心なうしく困難である。五々々は、  
この公正なる市價の向返では、専門家の証據を最大限度とまじ得  
る。また、出来る限りの資料と人物を使ふ努力をした。仕事の大き  
と、ケースそのものの性質や困難さからして、吾々は、すべての要求者を  
援助できるように、最も實際的な、広い立場から、こうした証據を  
得ることに意を用うる必要があつた。

### ◎ フレジャー・バレーの賦立生

既に要求者が提出している証據の上、吾々は、公正なる市價の問題について  
再考の必要を認め、コミシヨナーに提出した。これはつとて吾々は、フレジャー・バレーの  
五つの主要な村に於て、一九四三年に西洋人の土地を売却して得た値段と、同じ年に  
帰還兵の土地の売却に於て得た値段とを、課税評價額を基準にして比  
較調査した。吾々は有能なる統計家であるヒュー・大学のドウモント博士と  
産つてこの材料を分析し、同博士のデータを固くする証據を提出して貰つた。  
その上に吾々は、一九四二年の農業調査調査を研究したが、これはフレジャー・バレー  
各村の農地の値打ちを示したもので、これを帰還兵の土地の売却した値段と  
對照してみた。吾々はまた、クレメント・コンサルテング・サー・ウイスの機関を  
依頼したが、ヒュー・大学の表科長であるクレメント博士は、純然たる農  
業の立物から研究した結果、帰還兵の土地の売却した農地の~~価値~~價值  
と、同局で売却した値段との間に大きな開きがあることを示す証據を提  
出してくれた。帰還兵の土地の売却の土地に同じく、三人の農地評價者を  
雇つた。各々の土地は個々別々に評價し、それによる見積り價格を  
作り、コミシヨナーが賠償額を決めるために使うことが出来るようにした。吾々  
吾々は、コミシヨナーから賠償額の面分は、この証據を基礎として行われ  
るのであるという保証を得た。賠償率は、提出された証據によつて



差異があるが、カストゲアンの責却値段の、凡そ五のパーセントか

二五〇パーセントに上るといふ。或は特別ケースを除いて、平均すると八〇パーセントに上るのであろう。それ等の取産の多し、特異な性質の此の及ぶ特、強い証拠を得られた分は、特別賠償が得られる。特別ケースとして増加した賠償、總額は、帰還兵士に与る払いの八のパーセントの外に約五万弗に上らう。

### ④ 漁 船 (フィッシュボート)

ボートの場合は、造船の費用が増加し上るといふ一般的な情報以外には、専門家の情報を得るに非常に困難した。総務部の前に日本人が所有し、とりたような形上のボートが、ボート仲買人の手を通りて賣買されたのは、ごく少数しかなかった。だから此の方面の専門家の意見は得られなかつた。カストゲアンの手を通りて賣買されたボートの中には多くの古い船があった。カストゲアンのボートを接収する前に、海軍が押収した際に、牛乳の扱方せしめたり、破壊したりしたのが、どの程度であつたのを証拠とする事は困難であつた。

吾々はボートの扱い方々を即座に、政府側の証人と反対証人とを以て、程度的情報を得るに出来たが、此は有用なものであつた。吾々は調査係の範圍内に於て、ネルソン兄弟高公に賣つたボートに對しては二・三・五パーセント、他すべしに對しては二・八・五パーセントの賠償を進行するよう、コミッションを説得するに出来た。政府側では最初、僅かに二・五パーセントしか提議しなかつたのである。

### ⑤ 漁 網 (ネット)

ネットに關しては、カストゲアンは証價者を雇つて、その種類、原價、使用年數、價値低下等を基礎にした方式を制作させた。吾々の方式は、日本人の好意を以て、西洋人漁者と、日本人漁者を雇つて、此の方式を調べて貰つたが、彼等の意見では、カストゲアンの作つた方式は、可なり公正なものを以て、吾々の方式を以て、吾々はまた、この方式を色んなケースに適用することを発見した。同時に吾々は、他の日本人漁者の意見も求めたが、吾々の専門家の意見は、公正であると確認された。

然しながら、ネットに關する吾々の主なる困難の一つは、ネットに子であつた名札が、ちぎれたり、又は取り換へられたりして、カストゲアンの賣つたネットに附してあつた名札が、果して漁網の所有者のものであつたか、又は別な人のものであつたか否かを見分けることが、不可能だつたという場合が、數多くあつたことがある。こうした事情の此れでは、証價者が既に賣却されたネットを調べ、検査の無いものは別として、ごく少数のケースを除くは、ネットを個々別々の基礎に於て取扱うことは不可能であつた。そこで、コミッションは、ネットに對する吾々の可なり多數の見本に、上記の方式を以て、吾々が研究したところを基礎にしたところの、總体的な方法による處理することを進言したのである。こうして、ネットは個々別々の

査定額を見分けることが出来なかつたので、査定額を認めたり、紛失したりした分をすべしと認め、要求額の七〇パーセントを認めよことになった。一例えば、百兩の要求額を認めよとすれば、七十兩が認められるのであり、カストマンの査定額が五十兩だったとすれば、七十兩の五十兩を引いた三十兩が賠償額となり、紛失等で査定額を受取らない場合は、査定額を見られる五十兩に三十兩を加えた七十兩といふことになる。

### ④ 自動車とトラツク

自動車とトラツクに關しては、吾々は政府側を以て、吾々と合同して、日本の自動車類の大部分がカストマンによつて賣られた一九四三年の夏に、グラフィックで信用のある自動車賣買会社が、實際に自動車を賣つたところを調査することを納得させた。この調査を判明したことは、此らの会社を通じて賣られた値額は、カストマンが得た額より四〇パーセント高なことがあった。しかし政府側から提出された五〇パーセントを反ばくするところが出来たのは、証拠によると、此らの会社を通じて賣られた自動車類は、九十日か一年以内のレピーアの保証が附いていた。この保証は實際の上で査定額に多少影響したことが証言された。要求者が所有していた自動車の大部分は、個人会社で機械の保証をつけるのと同じやり方で賣るため、査定額前なしレピーアをしなければならぬものがあった。

トラツクの方では、個人会社を賣つた自動車に關すると同じような情報を得ることは、實際上不可能であることを見出したが、カストマンはトラツクも車庫に對しては、より良い値段を得たと見られる点もあつた。

得られた証拠に照らして、此らのことを考えると、カストマンの査定額の上は二五パーセント増すことを、可成りの程度にまで公正な賠償だと見ることが出来る。少数ではあつたが、新らしい自動車の値段は特に低く見積られ、そのために對して明確なる証拠を挙げ得たことに對しては、特別賠償が得られた。それらは合計して約二十兩である。

### ⑤ 諸道具類

以上に指摘した以外の諸道具に關しては、吾々は最も困難なる内訳に直面した。一九四三年に賣られた諸道具の値段は、吾々の要求額の意見を見ても、これは、これを調べることが困難なために不可能であつた。評價のために得られる唯一の情報に、要する者が作つた品種別の目録と、それらの品の原価及び買つた年月日があつたか、等々に關することだけである。これらの証拠は、賣られた時に、實際にその品物を見た人の証言と、二つのうち何れかを記述しなければならぬとし、又或る値段で賣らぬか賣られたか、という事実によつて、判事による、後者の証拠とするであらうことを認めなければ行かない。

その間は、品物が競賣された時には、その地の方法によるよりも低い値段になるものがあるといふことについて、専門家の意見が得られる

ことを希望したのであるが、この見解を立証する専門家を見つけることが出来なかった。吾々は、ニルム上にはないという二人の競売者を頼んでみたが、彼等は、吾々の見解を支持し立証しをせることが出来なかつた。

諸道具に因る提議された解決は、多くの個々のケースに對して公正ではないと考へたけれども、ニルムの個々のケースに對しては、いりや一般的に見て、諸道具の公正なる市價を証據するところが可能である。樂觀しなかつた。諸道具のうち競賣されたものに對しては、主として三〇パーセント入札による賣がれたものに對しては、一ニパーセントを、要求者は回収できることになつてゐる。多くの場合、ニルムは要求者に對して掛けである實際の費用を越してゐる。個々の要求者に對して非競争な子をつけて詳細に調べたのちに吾々は、紛失した品物に對する回収額を決定するところの、要求額と競賣價值の割合を作るべきが出来た、平均して、紛失した品物に對する回収額は四六パーセントになるであらう。この割合は、競賣による賣がれた品物のほの、すべこのケースに適用されるであらう。ゴメリョナリは次の三項にわたる諸道具に適用する要求は除外した。

- (一) 申告せざるカストガアンによる発見ルべきなかつた人。
- (二) ビーカストガアンによる價値を失つて見せられた人。
- (三) カストガアン以外の人の手世託をいた向に紛失した人。

### ④ 晚香坡及帰還兵土地局扱以外の不動産

大ヴァンクワワー及帰還兵土地局扱以外の不動産に因る吾々大邦力の場合、多額の費用をかけることなしには、専門家の助言を得ることは不可能であつた。多くの財産は遠隔不慣れた地域にある。評價するには非競争による多くの費用がかかるものばかりであつた。

### ⑤ ムアソクローウアーの賤売

大ヴァンクワワーの日本人所有の財産の多くは、二つ乃至三つの区域に固まつてゐるか、又は西洋人区域に散在してゐるであつた。日本人財産のかたまつてゐる区域の分は固しと云ふ、吾々は二つの困難に遭遇した。ニルムの区域では、ニルムで課税評價を高くし過ぎていたのを、事實上市場局では過去数年間に亘つて評價を漸減して来たこと、市の課税評價者その他から言明された。その上にニルムの区域では日本人が佳水結といたしたのは、西洋人関係の賣買はほんの少ししかなく、それらと比較しよるか、なかつた。

歐米が散在してゐるところでは、それと反對な事態心があつた。即ち、吾々の区域では、多数の西洋人財産の賣買があつたが、それと比較して、吾々の区域が出来る日本人財産の賣買却一カストガアンを通過しては、ごく少数であつた。プーサーバレーに適用された方法は、西洋人と日本人双方の財産賣買の多数の見本を必要とした。また、ヴァンクワワーの課税のための評價は、理論上では市全体を通じて統一されたものにならねばならぬが、實際上では市役の各区域内で変動があることを、一般に知られてゐる。



コミシヨナーは、カストディアンがアークアの財産を公正なる市  
價で賣つたことを認めたいけれども、特別な証據のあるものは、それを提示できる  
と云う途を閉じた。そして約三十件に對して、合計約一万余の  
特別賠償をコミシヨナーは認めた。市の財産の売却価値総額と賠償  
總額とを合計すると、公正なる市價とを要求した額の五五パー  
セントに當る。それは賠償兵士地局の扱ひの分の賣價總額と賠償總額を  
合せて歩合賣價と實際の上で一致する。

### ◎ 晚香坡市以外の財産（明海兵士地局）

この財産は主として、新西院の諮詢委員会を通じて、カストディアンによつて  
處理された。そのうち大地面はステヴストンのであり、その財産の總て  
は五〇〇が評價した。しかし、この市の財産の大多數は、遠隔の地域即ち  
晚香坡、西海岸のガルフ・アイランド、漁村、フリニスル、パルト及び  
北方沿岸の遠隔孤立の村にあつた。これらに對してコミシヨナーは、  
カストディアン側が適正なる評價をするのが困難なるを認めて一〇パー  
セントのオールド（全般的な）賠償を進行する用意をこゝとした。ステ  
ヴストンとフレザーハリーの財産に對しては、吾々は評價をしたが、  
相當な回收が出来ることを認めた少數の例を除いては、これらの遠隔不便な  
地にある財産の大多數は、評價の費用の方が回收より多量に多量  
かかることを考へた。その一例を示すと、遠隔の地にある二つのスベレパル  
ケースの評價をするために百五十弗の費用がかつたのである。その他の  
ありゆる不動産の場合と同じく、吾々は土地登記所に於て、最近の  
購入代金は、その後に於て又賣り等の証據を見出すことにつとめた。  
こゝした証據が見えた場合は、特別ケースとしてコミシヨナーに持ち出しをした。  
特別賠償は約四十ケースで總額二万六千弗にのつた。回收合計（即ち賣  
價に賠償額を加えたもの）を要求額と関連させて見ると、その結果は賠償兵士  
地局扱ひの財産の方よりも、これらの市の分四十ケースの方が有利である。

### ◎ 結論 論

コミシヨナーは彼の報告を政府に提出した。吾々は既に司法相の會見  
し之必要なる法律を通過するか、又は今議會に於て追加の管見を  
承認するの如く、賠償を速やかに支払ふべきこととを申請した。  
吾々はまた、要求者が賠償金を多量に亘つて使用できなかったに對する  
損失を補うために、売却が行われたいと云ふかのなつて、政府は利息を支拂う  
べきであることを主張した。これは、政府が財産を収用する場合に  
行われるならぬのである。吾々が政府がこれを認めれば、その額は相當なもの  
になるであろう。吾々が要求者に支払われぬ場合には、要求者も  
これを受取るためにサインするに同意し、その或る種の手續も  
必要となるべきである。吾々には出来るだけ、煩雜な手續は  
さけるように取計らうであらう。吾々には出来るだけ、煩雜な手續は  
さけるべき。コミシヨナーの報告のよきところを色んな事柄や

この報告を全面的に公正に速やかに実行し、要求者に支拂いを行つたならば、恐らくまたよくコーペラチヴ・コミテエの配慮を必要とするところがあるであらう。

コーペラチヴ・コミテエとしては、これまでやつて来た總てのことを満足すると同じく、これから先のことについても、援助を求めている。すべこの人々の福利のために、その最善をつとめて責任するものである。

一九四九年八月三十一日現在の賠償要求費用收支決算  
 一九四九年九月一日現在銀行預金 一一、三五〇、七七四仙

要求者の支拂つた費用 二〇、四六六、七七二仙  
 (拂戻一四二、二〇〇仙を控へて)  
 アルバタ中史手書送付の 三、〇〇〇、〇〇〇仙  
 賠償費分擔の

計 入 二二、三四六、七二二仙  
 三四、八一七、七四六仙

支 出

并護士事務所料金 九、〇〇〇、〇〇〇  
 并護士の費用 九、八二四、四三仙  
 賠償の費用 七、三〇九、六六〇  
 調査会の費用 一、一二〇、八〇〇  
 バンクの費用 三一、一九九  
 印刷物及紙代等 二九四、二五  
 九種 費用 六九二、七八  
 計 二八、二七三、六一一仙  
 差引残金(銀行預金) 六、五四四、一五五仙

(一九五〇年三月三十一日、トロント市の  
 ビー・エス・ロウズ 計理士が監査済)

支 出 の 内 訳  
 并護士料金 九、〇〇〇、〇〇〇 仙

并護士の費用  
 △ベスト氏五百種△マクレゼン氏千種△キヤンベル・ブレミア  
 △フレイジャー・アランド・ロウマスタール 五千種△カメロン  
 △カズドン・フリーユーイン 二千五百種  
 △キヤンベル 三、四三三、五〇〇△カメロン 一、一五六、八二  
 △キヤンベル 四、八二五、〇〇〇△同 一、三三三、三三三△キヤンベル  
 △スコット 一、五〇〇、〇〇〇△クイマー 五、六〇〇、〇〇〇

賠償費用  
 △ヒューワー(一九四八年七月) 一、一六四、〇〇〇  
 △同 (一九四八年十月) 三、一三〇、〇〇〇  
 △同 (一九四九年十一月) 四、九三三、三三三  
 △同 (一九四九年三月) 三、〇三四、六六六

ヒヤリング調査会事務局

△通稱とホシヤリ 六四一・六六六 △下調べ見 三七八・六二  
△二〇五番 三六・九七△電信伝 五六一・〇〇 郵船 三四五  
△二〇五番 八〇四・六〇

△二〇五番へ掛戻レ一四一・二〇△ラバースタン加四・七五  
△合計 五五・一五△ノリシゲ七三  
△タイワスター 倍 六〇〇△フアイル 區 送 費 二・六二  
△二〇五番 梅月一六・〇〇

印刷及諸用紙代

△カワデと一プレス(書式五枚) 一三七・五〇  
△三ツゴエーが スタンダード 二千枚 八六・一〇  
△信紙 〇枚 〇元 〇ル△スタンシ 二五三九  
△ハンカレット 一七二・二八

銀行手数料

計

二八・三八四・九三  
三一・一九

財政委員会ノステートメント

一九四九年九月一日から一九五〇年三月卅一日まで

一九四九年九月一日現在 銀行預金

六、五七三・七三  
二一・〇〇  
六、五九四・七三

支出

并護士の費用 甲 五、六八五・九一  
加種 加員(訪責 印刷 文房) 四九〇・二一

六、一七六・一二

差引残金(一九五〇年三月卅日)

現在銀外預金) 四一八・六一